

ICTサービス安心・安全研究会

個人情報・利用者情報等の取扱いに関するWG（第4回）

平成27年4月16日

1 日時 平成27年4月16日（木）14:00～16:00

2 場所 経済産業省別館 11階1111会議室

3 出席者（敬称略）

○構成員

新美構成員（主査）、大谷構成員、木村構成員、桑子構成員、小林構成員、新保構成員、林構成員、長田構成員、森構成員

（欠席：宇賀構成員（主査代理）、太田構成員、川出構成員、佐伯構成員、宍戸構成員）

○オブザーバー等

日本インターネットプロバイダー協会（木村氏）、電気通信事業者協会（古賀氏、高田氏、松井氏）、テレコムサービス協会（丸橋氏、三膳氏）、全国携帯電話販売代理店協会（直田氏）、日本データ通信協会 テレコム・アイザック推進会議（佐藤氏）、日本マイクロソフト（久保田氏）、ヤフー（吉川氏）、グーグル（李氏）、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室（犬童参事官）、消費者庁消費者制度課個人情報保護推進室（長窪課長補佐）、経済産業省商務情報政策局情報経済課（角田課長補佐）

○発表者

筑波大学図書館情報メディア系准教授 石井夏生利氏

株式会社情報通信総合研究所取締役／主席研究員 小向太郎氏

○総務省

高橋総合通信基盤局総務課長、河内データ通信課長、吉田消費者行政課長、飯倉電気通信利用者情報政策室長、藤波消費者行政課企画官、戸取消費者行政課課長補佐、柘植消費者行政課専門職

4 議事

(1) 開会

(2) 議題

(1) インターネット上での個人情報・利用者情報等の取扱いについて

(2) ICTサービスをめぐる個人情報等の今後の課題

(3) 閉会

5 議事要旨

ア 筑波大学の石井氏から資料1について説明があった。

イ 情報通信総合研究所の小向氏から資料2について説明があった。

○自由討議

・ 資料2の13ページのEU電子商取引指令の責任制限について、プロバイダの責任制限ということだが、表を見ると「損害賠償請求に関しては」とあることから、損害賠償に関する責任制限なのか。また、差し止めが入るのか入らないかという点はいかがか。

← 「損害賠償請求に関しては」ということになるかと思う。差し止めが含まれる可能性はあると思うが、そのあたりは明確に分析していない。

・ 結局ノーティスをして、削除するという措置をとらなければ、損害賠償となる構造ということか。

← そのとおり。

・ 直接差し止め請求という形にはならず、損害賠償といういわば間接的な脅しでもって、削除を求めていくということか。

← それを想定している規定だと思われる。

・ 米国や英国は削除権については比較的消極的であり、EUとは対照的なアプローチ。例えば英国においては名誉毀損の訴え自体が名誉毀損として反訴を呼ぶケースもあり、表現の自由に非常に大きな価値を認めているようだ。

お二方の発表は、今後の我が国について考える際に大きな示唆を与えるものと思う。

ただし、基準を作るということになると大変やっかいであるため、裁判所の個別判断を積み重ねていくしかないとも考えられるが、そのあたりはどう考えるか。

← 石井先生が日本の判決も紹介されていたが、これまでは検索サービスには削除義務はないという判決が出ており、仕組み上そもそも検索サービスは削除義務を負わないという形で2件ほど公表されていた。その後、去年の10月に初めて削除が認められたという仮処分が出て、これは大きく報道され、その分野に携わる者としても驚きだった。

その後、大阪高裁の判決では検索側が勝訴し、削除しなくていいということになったが、よく内容を読むと、スニペットの内容次第では削除しなければならないという理屈

になっていた。このことからするとこれまで訴訟において全て勝ってきた検索サービスが、これからは負けるケースも少しずつ出てくるのではないか。

- ・ スニペットの部分だけ削除すればいいということにはならないのか。
- ← そういうこともあり得るだろう。ヤフーの公表した削除基準というのは、スキーム的にはそういう考え方をとっている。スニペットの部分が明らかに権利侵害であれば、その部分だけを削除する。

ポイントとしては第一にスニペット、第二にそのタイトルであり、例えば、タイトル自体が「誰々は詐欺罪で服役したことがある」というタイトルであるかもしれず、この場合はそれが名誉毀損になり得る。第三にURLであり、例えば名前だけ「誰々」とだけ書いてあり、そのタイトルをクリックし検索先ページに行くと、ひどいことがいっぱい書いてあった場合、それを消さなければいけないのかどうかという、つまり全部でスニペット、タイトル、URL、の3つが問題になる。このようなまとめが妥当か分からないが、タイトルやスニペット自体が名誉毀損である場合には、削除しなければならないという方向になっていくのではないかと思う。

- ・ 資料2の13ページ中、損害賠償に関して「知らないとき」と「違法な行為や情報を実際に知らず」というのは、EU電子商取引指令の原文においては場合分けをしていたように思う。今手元に原文が無いので正確には言えないが、損害賠償を、何か状況の把握をしている場合に限定していたと記憶している。

ウ 内閣官房IT総合戦略室の犬童氏から資料3について説明があった。

エ 事務局から資料4について説明があった。

オ 小林構成員から資料5について説明があった。

○自由討議

- ・ 忘れられる権利、削除をする権利をはじめとして、このプロファイリングにつながる一連の問題は、やはり最終的にはプライバシーの問題をどのように考えていくのかということに行き着くもの。また、プライバシーの問題について色々と新しい現象や問題が出てくる一方で、過去のプライバシーの議論をもう一度振り返って考えてみると、それほど本質は変わるものではないと考えている。

例えば具体的に、このプロファイリングの問題についても、忘れられる権利の問題についても、50年前のプロッサーの4類型というものがあるが、例えばフォールスライ

トプライバシーという、誤った印象を与えるプライバシー侵害についての責任という問題を考えてみると、例えば検索エンジンで表示される文言を入力することによって、本人が意図しない誤った印象が与えられるような情報が結果的に提供されることについての責任ということから考えると、まさにこれはもうフォールスライトであろうと考えられるところがある。また、プロファイリングについても、その結果、何が問題になるかという、個人の権利利益の侵害につながるプロファイリングというのは、やはりフォールスライトをはじめとする誤った印象が結果的に与えられることによって、それが例えば第三者が知ることになってしまうと、結果的にプロファイリングの結果による個人の権利利益の侵害というものが発生する可能性があると考えられる。

結局のところ、新しい議論が展開しているかのように見えても、人間の本質というのはあまり変わらないため、問題の本質も変わらない。つまり、今後どのように議論をするかということの一つの考え方として、過去にされてきたいろいろな議論について、やはり考えておいたほうが良いものと思っている。

- 個人情報保護法の改正との関係で、注意しなければならないのは、新しい議論をすることによって、問題が新しいように見えるが、例えばプロファイリングと要配慮個人情報の関係を考えると、個人識別を取り扱うに当たって、購買履歴を分析すると要配慮個人情報になるとか、視聴履歴を分析すると要配慮個人情報になるとか、色々なものが要配慮個人情報になるということで、過剰反応が生ずるおそれがある。
- もともと要配慮個人情報の規定の趣旨というのは、要配慮個人情報に該当する情報の原則取得禁止という点にある。このため、結果的にあらゆる情報をプロファイリングによって分析をして、その結果、要配慮個人情報が逆に生まれないということはないのではないか。個人のいろいろな趣味、嗜好が明らかになれば、要配慮個人情報に該当するものが分析結果から明らかになるということは、当然考えられるのだから、今回の法改正でプロファイリングの禁止が目的ではないことを明確にしておかないといけない。これまで、プロファイリングを規制するといった議論があったがEUにおいても異議申し立てをして、問題があったときには本人が何らかの形で関与できるようにすることが、議論の内容であったと認識しており、そういった点も踏まえて議論が必要である。
- EUは、ある意味で故意に差別情報、機微情報をプロファイルして作ってはならないとしているが、EUのこの規定は、偶然にそういったものができてしまった場合にはど

うなるのか。

- ← 個人情報保護部会がプライバシーリスク評価のガイドライン、ベストプラクティスを策定予定ということで、リスクというのはどういうものがあるのかというのはしっかり提示して、どう取り扱えばいいのかというのを今後、議論して、より具体化していくものだと考えられる。
- ・ プロファイリングしていけば、要配慮個人情報になっていくのではないかということについては、特に取り立てて現時点では議論はしていないということか。
- ← おそらく、リスクベースで議論をされるのだと思う。例えば思想・信条で、私が鉄道好きだという事実は、もしかしたら知られたくない事実かもしれないが、それはケースバイケースである。ある人にとっては非常にセンシティブなものかもしれないということについては、ガイドラインなりで議論されるのではないかと思う。
- ・ 今後の個人情報保護法の改正案では、要配慮個人情報については政令で定めるということになっているが、具体的にはどのように書かれるのか。
- ← 政令には、法律に書いている人種や社会的身分といったところとあわせて幾つか書いていくことになると思うが、おそらく憲法上の概念と同じ整理になる。一方で、プロファイリング等の関係については、現行の個人情報保護法の法体系の中で、プロファイリングという行為が捉えられるのかどうか、場合によっては新しい法律をつくって規制するという話になるかもしれないため、その辺りの見極めも踏まえながら、検討しなければならない課題だと思っている。大綱においても、「検討」となっているのはそういう趣旨を踏まえている。
- ・ 要配慮個人情報というのは、今度の改正案の一つの目玉になると思うが、例えば病歴というのが、どのようなものを指すのかは実際にはかなり微妙である。損害賠償請求でいろいろな医療情報を集める場合、医師の書いた診断書はもちろん入るだろうが、柔道整復師の書いた施術書などというものは、診断権が無いため、病気だとは絶対書けない。この場合における明確な指針は、政令などで書けるのか。
- ← 病気の履歴ということであるため、どこまで含められるかどうかというのはかなり難しいのではないかと個人的には思っている。政令で定めるときに検討したいとは思いますが、一方で、例えば差別につながるかどうかという要件があるので、それとの関係も踏まえながら、総合的に検討していきたい。

(以上)